

令和 6 年度

香美市地球温暖化対策地域協議会

会 議 資 料

令和 7 年 2 月 21 日（金） 13:30～

香美市役所 4 階会議室 1

目 次

(1) 令和5年度活動報告	1
(2) 令和6年度活動計画	4
(3) その他	5
(4) 香美市地球温暖化対策地域協議会設置要綱	6

(1) 令和5年度活動報告

① 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

補助内容：1件当たり 1kWにつき3万円、4kW分まで最大12万円を補助

令和5年度実績：21件（土佐山田町21件）

No.	設置場所	太陽電池の最大出力（kW）	補助金額（円）
1	土佐山田町	6.56	120,000
2	土佐山田町	3.49	104,000
3	土佐山田町	6.15	120,000
4	土佐山田町	5.70	120,000
5	土佐山田町	5.70	120,000
6	土佐山田町	4.04	120,000
7	土佐山田町	5.70	120,000
8	土佐山田町	8.00	120,000
9	土佐山田町	3.52	105,000
10	土佐山田町	6.08	120,000
11	土佐山田町	4.40	120,000
12	土佐山田町	6.64	120,000
13	土佐山田町	3.24	97,000
14	土佐山田町	5.04	120,000
15	土佐山田町	8.80	120,000
16	土佐山田町	8.16	120,000
17	土佐山田町	5.56	120,000
18	土佐山田町	5.44	120,000
19	土佐山田町	3.51	105,000
20	土佐山田町	5.70	120,000
21	土佐山田町	3.00	90,000
最大出力値合計		114.43kW	2,421,000

② 生ごみ処理容器購入費補助金

補助内容：E Mサポート・コンポスター 1 基につき上限3,000円を補助

電気式処理容器1基につき上限30,000円を補助

令和5年度実績：17件（土佐山田町14件、香北町3件）

E Mサポート 2件

コンポスター 6件

電気式処理容器 9件

	設置場所	購入金額（円）	補助金額（円）	種別
1	土佐山田町	4,378	2,900	E Mサポート1基
2	土佐山田町	3,608	2,400	コンポスター
3	香 北 町	7,520	3,000	コンポスター
4	土佐山田町	127,600	30,000	電気式
5	土佐山田町	5,980	3,000	コンポスター
6	土佐山田町	25,800	12,900	電気式
7	土佐山田町	51,975	25,900	電気式
8	土佐山田町	49,500	24,700	電気式
9	土佐山田町	55,000	27,500	電気式
10	土佐山田町	3,608	2,400	コンポスター
11	香 北 町	3,960	2,600	E Mサポート2基
12	土佐山田町	47,800	23,900	電気式
13	土佐山田町	3,608	2,400	コンポスター
14	土佐山田町	57,640	28,800	電気式
15	土佐山田町	77,691	30,000	電気式
16	土佐山田町	54,340	27,100	電気式
17	香 北 町	6,980	3,000	コンポスター
計		586,988	252,500	

③ 「よってたかって香美市でエコ！2023」の開催（別添資料①参照）

日時：令和5年7月30日（土）10時30分～15時

会場：香美市立図書館内 つながる一む

内容：地球温暖化防止パネル展

パナソニックによる工作教室（LED エコランタンづくり）

エコの木ほか

④ 「環境にやさしい買い物キャンペーン 2023」へ香美市役所から参加

（別添資料②参照）

実施期間：令和5年10月1日～11月30日

参加人数：59名

取り組み内容：レジ袋を使用しない回数 1,531回

生鮮食品は産地が近いものを選んだ回数 639回

消費、賞味期限が近い物を購入した回数 553回

取り組み結果：CO2削減量の合計 223.31kg

一人当たりのCO2削減量 3.78 kg

⑤ 地球温暖化対策啓発パネル展の開催（別添資料③参照）

地球温暖化防止月間の12月から1月末にかけて啓発パネル展を市内3ヶ所で実施

⑥ 「よってたかって生涯学習フォーラム 2024」への参加（別添資料④参照）

日時：令和6年2月17日（土）11時30分～15時

会場：高知県立山田高等学校南舎 4F

内容：パナソニックによる工作教室

午前の部：小学校低学年向け（LED エコランタンづくり）14組

午後の部：中学生向け（次世代エネルギーキットづくり）8組

⑦ 環境学習の実施

	日時	対象	テーマ	人数
1	R5.4.16（日）	香美市こどもエコクラブ	ごみを分別した後の再利用の状況 雑がみリサイクル	24
2	R5.4.27（木）	香美市婦人会	香美市から排出されているごみの量 雑がみリサイクル	20

※R5.6.9 香北中学校3年生3名がごみの現状などについてインタビューに来庁

※香美市内小学生の夏休み及び冬休みの宿題として「なつやすみこどもエコチャレンジ」「ふゆやすみこどもエコチャレンジ」のシートを配布（別添資料⑤参照）

(2) 令和 6 年度活動計画

① 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

令和 6 年度予算額 4,200,000 円 (120,000 円×35 件)

② 生ごみ処理容器購入費補助金

令和 6 年度予算額 255,000 円

(電気式 7 基、EM サポート・コンポスター15 基：合計 22 基)

③ 「よってたかって香美市でエコ！2024」の開催（別添資料⑥参照）

日時：令和 6 年 7 月 28 日（日）10 時 30 分～15 時

会場：香美市立図書館内 つながる一む

内容：ミライ地球ガチャ

雑がみリサイクルチャレンジ

④ リユース促進に向け（株）マーケットエンタープライズと連携協定を締結

リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユース（再利用）
の推進を開始（別添資料⑦参照）

⑤ 「環境にやさしい買い物キャンペーン 2024」へ香美市役所から参加

⑥ 地球温暖化対策啓発パネル展の開催

地球温暖化防止月間の 12 月から 1 月末にかけて啓発パネル展を市内 3 ヶ所で実施

⑦ 「よってたかって生涯学習フォーラム」への参加

日時：令和 7 年 2 月 15 日（土）10 時 30 分～15 時

会場：高知県立山田高等学校南舎 4F

内容：パナソニックによる工作教室

午前の部：小学生向け（LED エコランタンづくり）

午後の部：小学校 4 年生以上・中学生向け

（創・畜・省ランタン「ソーラーハウス」づくり）

⑧ 環境学習の実施

・香美市内小学生の夏休みの宿題として「なつやすみこどもエコチャレンジ」のシートを配布

・R6.11.7 鏡野中学校 1 年生 2 名が地球温暖化の現状などについてインタビューに来庁

(3) その他

香美市地球温暖化対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条第1項の規定に基づき、香美市地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、香美市地球温暖化対策地域推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、市民、事業者及び市等の協働の下に、香美市域の温室効果ガス排出の抑制等に関し必要な措置について協議し、具体的に対策を実践することにより、地域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 日常生活における温室効果ガスの排出の抑制等を効果的に推進する対策の企画及び実践に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の推進に必要な情報の提供及び交換並びに環境学習の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する市民、事業者、市民団体、地球温暖化防止活動推進員、香美市、学識経験者その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者のうち、市長が委嘱した委員をもって組織する。

(会長等)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合において、新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求めて意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 協議会に、具体的な対策を実施するための部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員又は委員が指名した者をもって組織する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、香美市環境課に置く。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 22 年 6 月 17 日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この告示の施行の日以後最初に開催される協議会の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この告示は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。